

られないというふうに思います。

- 佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。
- 10番 高橋孝夫議員 ありがとうございます。

藤原民夫議員の質問

- 佐々木謙二議長 次に、政党代表質問を行います。

順位4番、議席番号12番、藤原民夫議員。
(12番藤原民夫議員登壇)

- 12番 藤原民夫議員 私は、日本共産党を代表し、通告しております置賜広域行政事務組合が建設した千代田クリーンセンターごみ焼却炉建設に絡む、大手プラントメーカー5社の談合問題と置広事務組合が損害を受けたことに関する賠償請求についての1件について内谷市長にお尋ねをするものであります。

全国の自治体が実施したごみ焼却炉建設工事の入札をめぐる談合があったとして、公正取引委員会は、1999年、大手プラントメーカーである5社、JFEエンジェアリング株式会社、元日本鋼管株式会社、日立造船株式会社、株式会社タクマ、川崎重工業株式会社、三菱重工業株式会社の5社に対して、公正取引委員会が平成11年、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法違反による排除勧告を命じたのであります。

これに対してこれら5社がこの公正取引委員会の独占禁止法違反による排除勧告に応ずることを拒否したため審判が行われたのであります。平成18年6月、公正取引委員会は、談合を認定して、排除措置を命じる審決を出したのであります。

ところがこの5社は、これを不服として、東京高等裁判所へその取り消しを求めて提訴した

のであります。

この5社は、この審決の取り消しを求めて争いましたが、東京高等裁判所は、昨年、平成20年9月26日、この5社の請求を棄却する判決を出して公正取引委員会の主張を認めた、つまり置賜広域行政事務組合が不正に過大な公金の支出を余儀なくされた、そのことを認定したのであります。

東京高等裁判所は、さらに平成6年4月から平成10年9月の間、5社が全国30工事で受注企業をあらかじめ決めたと談合があったことを認め、大手プラントメーカー5社の請求を棄却しております。

これに対して5業者は、上告しているということでもあります。

市民オンブズマン山形県会議によりますと、この全国30工事の中に置賜広域行政事務組合と西村山広域行政事務組合の県内2組合が建設したごみ焼却炉新設工事の入札も含まれているということでもあります。

談合は犯罪であり、行政や住民に大きな損害を与えるものであって許されるものではなく、自治体はこうした行為に対して断固とした措置をとるべきものと考えられるのであります。

全国の自治体が実施したごみ焼却炉建設工事の入札をめぐる談合していたと命じた問題で、市民オンブズマン山形県会議は、この2月10日、置賜広域行政事務組合に対して大手5社と株式会社荏原製作所が談合した入札によって株式会社タクマが、99.23%という高い落札率、つまり、同じような工事の平均落札率は89.76%ということではありますが、このように高い金額で落札したこと、そしてその結果、置賜広域行政事務組合が不正に過大な公金の支出を余儀なくされたことに対して安部理事長あてに公開質問書を送っているということでもあります。

市長にお尋ねをいたしますが、この公開質問書の趣旨と質問内容について市長はどのように

+

お考えか、初めにお尋ねをいたします。

ごみは、家庭生活の営みに伴って排出される一般廃棄物と事業者の事業活動に伴って排出される産業廃棄物とに区分され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって一般廃棄物は市町村が処理し、産業廃棄物は排出した事業者がみずからの責任において処理することになっているわけであります。このため市町村は、その区域内で排出される一般廃棄物を処理するために置賜地域では3市5町で広域事務組合をつくってごみ処理施設を整備しており、国は地方公共団体が一般廃棄物を円滑かつ適正に処理するために行うごみ処理施設の整備事業について補助金を交付しているわけであります。

置広のごみ焼却施設は、燃焼装置である焼却炉を中心に、ごみ供給装置、灰出し装置、排ガス処理装置等の焼却処理設備を配置し、ごみの焼却処理を行う施設であり、その施設には余熱利用設備が附帯しており、これらの施設をごみ焼却施設と一体のものとして発注したものであることであり、現在では3市5町の住民生活にとって欠くことのできない重要な公共施設となっているのであります。

こうした施設の建設に当たって業者間の談合が行われ、不正に過大な公金の支出を余儀なくされ、行政・住民に多大な損害を与えていることに市長はどのような認識を持っておられるのか、答弁を求めるものであります。

東京高等裁判所は、このような施設の工事がどのように進められたのかについて工事の落札率について述べているくだりがあります。

それによりますと平成6年4月1日から同10年9月17日までの間に地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したストーカ炉の建設工事は87件であり、具体的な証拠から原告5社が受注予定者を決定したと推察される工事として全国22工事の自治体名が出ている中に置賜広域行政事務組合工事も名を連ねているのであ

ります。さらに、この87件について落札率、つまり予定価格に対する落札価格の比率を見ますと、原告5社以外の者が受注した工事の平均落札率は89.8%であるのに対し、原告5社のうちのいずれかが受注した物件の平均落札率は96.6%であったとも指摘しているのであります。

また、東京高裁は、個別の工事について原告5社間で受注予定者が決められていたことをうかがわせる事情があること。また、原告5社のうちのいずれかが落札した工事の平均落札率が高いこと、つまり原告5社が受注予定者を決定したと具体的に推察される工事を含め地方公共団体の発注するストーカ炉の建設工事の過半について受注予定者を決定し、これを受注することにより、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ炉の建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めることができるとして、談合の存在を指摘しているのであります。

さらに、東京高裁は、本件違反行為の対象となったストーカ炉の建設工事は、1件当たりの発注価格が最低でも18億円を超えるという高額であって、かつ営業活動や資料の作成に多額の費用と労力を大きく節減できることから違反行為の実行によって得られる利益が大きいという受注調整行為の誘因となる特性があり、同じような違法行為が再び行われるおそれがあると認められるとして行政側への注意を喚起しているのであります。

なお、千代田クリーンセンター建設は、平成8年度から10年度にかけて建設が行われ、契約金額は132億7,464万円、うち国庫補助金は125億5,500万円、起債額は112億6,000万円、一般財源は7億5,924万3,000円がつぎ込まれているのであります。

最後に、内谷市長にお尋ねをいたします。東京高等裁判所は、置賜広域行政事務組合が平成8年7月1日に実施した入札によって、平成10

年に高島町に建設した千代田クリーンセンターについて、プラントメーカー5社と株式会社荏原製作所とが談合した入札によってタクマが、予定価格の129億8,800万円に対して、99.23%という高い落札率で落札したとしております。

また、東京高裁は、「談合がなければ同様の工事の平均落札率は89.76%だった」と認定をしております。これを受けて置賜広域行政事務組合がこうむった損害は、「落札率と東京高裁が認めた平均落札率との差とするのも一つの考えと主張している」という報道もあるのであります。

もしもこの主張を取り入れた場合、予定価格の99.23%、つまり129億8,800万円から落札価格の116億5,800万円を差し引いた13億3,000万円の損害、つまり置賜広域行政事務組合が13億円を超える不正に過大な公金の支出を余儀なくされたということになるわけであります。

市民オンブズマン県会議では、公正取引委員会では談合があったと摘発し、東京高裁もこれを認めた。証拠もそろっている。組合が建設したごみ焼却炉の落札率は、いずれも約99%と高く、損害額は億単位に上る可能性がある。建設費はすべて税金であり、被害を受けた広域行政事務組合はみずから損害賠償の訴えを起こすべきだ、このように訴えておるのであります。

ごみ焼却炉談合については、被害の回復を求めて全国的に住民訴訟が提起され、京都市、東京都多摩地区、新潟市、米子市等では住民側の勝訴が確定をしております。最近札幌市や苫小牧市等の自治体では、みずから原告となって工事業者を被告として損害賠償を求め、訴訟に踏み切っていると聞きますが、賠償請求の意思があるのかどうかお聞きをいたします。

市長にお尋ねいたします。置賜広域行政事務組合の2月定例議会でもこの問題と今後の対応について安部三十郎理事長に対して質問を行いました。が、「弁護士に相談をしているが、民法

による訴訟は公正取引委員会において平成18年6月27日に審決しており可能であり、また東京高裁の判決が出されていることから立証は十分可能と思われる。ただ、独禁法による訴訟はタクマが最高裁に上告しているためできないが、民法による訴訟は可能であるので、早急に理事会を開催して協議していきたい」というふうに私に答弁をしたのでありましたが、その後の対応の状況と市長のご見解をお聞きをいたしまして壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

藤原議員からは具体的な質問内容ただいまお伺いしましたので、ちょっともしかしたら質問趣旨と違っているかもしれませんので、その点はお指摘いただきたいと思います。

（「答弁がか」の声あり）

○内谷重治市長 いや、私の方の答弁が、質問内容具体的なことについてただいま、今お聞きしたばかりなので、ちょっと抜けてる部分あったらご指摘いただきたいと思います。

4点ほどご質問いただいたと思います。状況、今回の損害賠償請求についての趣旨とその内容とか、あるいは今回そういった市民オンブズマン山形県会議から提出された件についてのどのような認識を持っておるかということ、それから損害賠償請求する意思があるのかどうか、またその対応と見解をとということだったと思います。

まず、全国の自治体が実施したごみ焼却炉建設工事の入札をめぐるしましては、ただいま議員から詳しく説明あったとおりでございますが、談合を行ったといたしまして公正取引委員会が平成11年、関与するプラントメーカー5社に独占禁止法違反による排除勧告を行った。5社は応諾を拒否したために審理が行われましたが、公正取引委員会は、平成18年6月27日に談合を認定して、排除措置を命ずる判決を出した。5

社は、これを不服といたしまして、東京高裁に提訴したところですが、平成20年9月26日、結局昨年の9月に請求が棄却された。そして5社は、最高裁に上告してる状況であります、議員からもお話あったように、置賜広域行政事務組合といたしましては本来であればこの前に、市民オンブズマン山形県会議からご指摘といひますか、される前に独自でやらなきゃいけないかということ、私も理事の一人として率直に反省しなきゃいけないなというふうに思ってる所です。

以前から、私が理事就任したのは平成18年の12月でございますけど、毎回理事会の方の資料といたしまして随意契約の内容についてその間あった随意契約の一覧が提出されておりました。たしか100万円以上とかそういった程度のものでしたんですが、その中に何と億単位の随意契約がありました。「何だ、これは、億の随意契約なんか聞いたことない、どうなってるんだ」ということを私は何度も追及したんですが、残念ながら「これ特殊プラントなのでこの会社しかできません」と。「これは適正価格なのか」と。それも「判断しようがない」みたいなことを言うんですね、突っ込むと。ですからそういった意味では非常に不満で、そのたびにたとえ入札に応じなくてもやっぱり入札する努力をすべきだということは繰り返し申し上げてきました。

そういった中でこういったオンブズマンから指摘あったということはやっぱり置賜広域行政事務組合としては恥ずべき内容だなと。我々理事者側がもうちょっとしっかりしなきゃいけない。まずもって反省しなきゃいけないと思っております。

5社からの審判の審決取り消し請求が東京高裁において棄却されたことを受けまして、平成21年2月10日付で市民オンブズマン山形県会議から損害賠償の請求について公開質問状出され

たということですが、この内容についてはもう今さら繰り返になりますので、私から触れませんが、それを受けまして、置賜広域行政事務組合として対応策について理事長であります米沢市の顧問弁護士の方に相談してまず検討したというのが実態でございます。

談合による損害賠償の訴訟方法としては、民法によるものと独占禁止法によるものとありますけども、これ議員ご指摘のとおり民法による訴訟とせざるを得ないということでございますし、公正取引委員会が平成18年6月27日で一応判決下しておりますので、3年で時効になるということから、これはもう早急にしなきゃいけないと。そんなことから去る2月の27日、置賜広域行政事務組合理事会を緊急に開催いたしました。それで損害賠償の訴訟を提起する方針をこの場で全理事確認いたしまして、3月6日の組合議会運営委員会及び議会第1委員会に報告させていただいたところでございます。どのぐらいの請求をするかということではありますが、同時期に西村山広域行政事務組合の方でも同じような訴訟をしてると。ただ、そちら側は根拠の請求金額が明確じゃないというお話もありましたが、我々理事会の中ではやっぱり過去に判決が出ている内容を尊重して、札幌の方が平均落札率が平成6年から平成10年9月までの実施された焼却炉の建設工事の5社以外の者が落札した場合の落札率が89.76%、今回私どもの置広の千代田クリーンセンターの焼却炉が99.23%でありますから、この差額の部分、12億6,687万3,306円をまず請求すべきだろうということで、これを根拠として、その訴訟費用としての弁護士報酬、これも着手金といたしまして相当程度のやはり着手金が必要だということから、これも理事会で承認ということでしたし方ないということで認めたところでございます。

今回のこの訴訟、損害賠償の請求については、これは弁護士を依頼してしかるべき訴訟を起こ

していくということでありまして、繰り返すようになりますが、やはり広域行政の欠点というべき当事者意識が非常に薄れている。しかも行政事務組合の職員そのものもプロパーの職員が今大部分でありますけれども、こういった部分については非常に敏感にならなきゃならないはずなんですけれども、どうも鷹揚過ぎるなというふうに思っております、やはり組織してる市町村の実態が大変財政厳しい中で捻出してるお金ですから、その重みをもう一度認識いただいて、これから二度とこういったことないようにしていきたいと思っておりますし、ぜひ今回は勝訴いたしまして、その分を関係市町に還元できるようにしなければならぬというふうに思っておりますのでございます。以上であります。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 広域議会の理事会の決定を大変力強くお聞きをいたして、ぜひこの不当な置広の処理施設の過払いについて取り戻していきたいもんだと。先ほど申しあげましたように、お聞きしますと約13億円ですから、これはまた大きな損失であります。この約13億円という、つまりこの原資は税金と住民の貯蓄によってこれが生み出されたものです。公共事業の使われ方もあくまでも住民本位で清潔、効率的なものにしなければいけないというふうな決意のもとに置賜3市5町の理事の方々がこの決意をなされて、結構な裁判費用もかかるものと思っておりますけれども、やはり住民のこうしたお金に支えられて、そして損害を与えられておりますから、ぜひ最後まで頑張ってもらいたいと。

先ほど申しあげましたように、工事の設計見積もりはほとんど大手企業の系列下の建設コンサルタント会社に委託されて、こういった大きな事業はそれで甘い積算が行われているというのが実態だと思うんですね。

一方で、生活関連の公共工事を中心に受注している中小業者は、低い予定価格の押しつけあ

るいは物価高騰による工事の危険負担などで苦しい立場に立たされていることも多くて、特に下請の小・零細業者などは今のこの大変な状況の中も加わりましてさまざまな犠牲をしわ寄せされているのではないかとというふうに推察されるわけでありまして。このような公共事業と発注、入札制度の改革を通じて大手支配のもとで苦しむ中小・零細業者の経営を守って仕事を拡大するというのもやはり急務となっているのではないかとというふうに思うのであります。

今問題となっている談合入札は、官公庁が専ら採用してきた指名競争入札をめぐって行われているのでありまして、不正談合の温床は発注者側によってつくられてきたのではないかとということも言えるのではないかとというふうに思うんです。本来この公共工事の契約の方法は、会計法あるいは予算、決算あるいは会計令、こういうことで一般競争入札を原則として、例外的な場合として指名競争入札、随意契約を定めているのでありますが、実際には行われている入札方式は行政管理庁の調査によりますと、一般競争入札が0.9%、指名競争入札は91.4%、随意契約が約7.7%というふうな数字も行管庁の調査が発表をしているのであります。

積算の基準が明確になっているような建築関係始めとする中小分野の公共工事では、赤字すれすれの予定価格始めとする歩切り、積算してはじいた予定価格から何%かを一律に切ってしまう、あるいは足切り、こういうふうなものによって物を受注者負担とすることを中小業者に押しつけているというふうに聞いております。

これまでの指名競争入札制度の欠陥をこれを契機に抜本的に見直す。そしてガラス張りの公正かつ明朗な入札制度を打ち立てる。そしてまた大企業にばかりぼろもうけを許さない。中小業者に不当な負担を押しつけない公正な工事積算、適正価格による発注を貫くことが今緊急に求められているのではないかとというふうに思う

+

んですが、市長のこれに関する感想をお聞きを
いたしたいと思います。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原議員ご指摘のとおりでござ
いまして、長井市も昨年から原則指名競争入札
ではなく一般競争入札を実施したところござ
います。そんなことからきちとした競争入札
による適正な工事をこれからも進めていかなけ
ればならないと思いますし、もし指名競争入札
をせざるを得ない場合は、厳正なきちんとした
根拠をもって厳粛に適正に執行できるように今
後も努力しなければならないというふうに思っ
ております。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 明快な市長の答弁をお
聞きいたしまして、私の質問を終わります。

散 会

○佐々木謙二議長 本日は、これをもって散会い
たします。

再開は、明日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時54分 散会